

料飲国保に加入しないご家族がおられる組合員様・准組合員様へ

料飲国保は市町村国保と同じ国民健康保険法に基づき事業を行っております。

国民健康保険法では、「世帯に属する者は国民健康保険に加入する」と定められているため、同一世帯の方は全員、料飲国保に加入していただくこととなります。

ただし、次の健康保険に加入されている方については、その必要がありません。

- ・全国健康保険協会
- ・健康保険組合
- ・後期高齢者医療制度

- ・共済組合
- ・国民健康保険組合
- ・船員保険

(国保法第6条: 国保の被保険者の適用除外より)

加入されないご家族がおられる場合(75歳以上の後期高齢者医療制度加入者は除く)は、以下にご記入ください。

京都料理飲食業国民健康保険組合に加入しない者についての健康保険加入状況確認書

京都料理飲食業国民健康保険組合 理事長様

世帯全員の住民票上にある者で京都料理飲食業国民健康保険組合に加入しない者は以下のとおりです。

国民健康保険は「世帯に属する者は国民健康保険に加入する」とありますが、次の健康保険に加入中であるため国民健康保険の適用除外であることを届け出ます。

年 月 日

(准)組合員氏名

㊞

加入しない者の氏名 (75歳以上の方を除く)	生年月日	現在加入の健康保険 (お持ちの被保険者証の「保険者名称」を記入してください)
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

上記および後期高齢者医療制度加入者以外の者は京都料理飲食業国民健康保険組合に加入します。